

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(契約締結前交付書面)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・株券、出資証券、投資証券並びに外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます）を当社の口座でお預かりする場合には、口座管理料を頂戴しません。
ただし、業界他社の対応や経済情勢の変化等によっては、当社の判断により変更することがありますので、ご留意ください。
- ・上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。
- ・その他諸費用については、別紙「その他諸費用一覧」に記載の額及び方法により手数料をいただきます。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合

- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号等	ヤマゲン証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第48号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1丁目9番2号
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 フリーダイヤル0120-64-5005 (月～金 9:00～17:00 祝日等を除く)
資本金	21億5,913万円(平成28年8月15日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和23年3月
連絡先	03-5614-9988(代表)又はお取引店03-5614-9977にご連絡 ください

その他諸費用一覧

(消費税込)

株券名義書換等手続 (提供手続等含む)	<ul style="list-style-type: none"> 10,000株(100株単位のもの1,000株、1株単位のもの10株)以下の場合 540円 10,000株(100株単位のもの1,000株、1株単位のもの10株)を超える場合500円に1,000株(100株単位のもの100株、10株単位のもの10株)を増すごとに54円を加算した額。 ただし、10,800円を超えないものとする。
単元未満株式の買取請求及び買増請求の取次手数料	1銘柄1名義登録請求者につき 540円
転換社債の株式への転換請求の取次手数料	1銘柄1名義登録で転換請求取次手数料540円と株式転換後の株数に対して名義書換等手続料に準ずる。
上場証券投資信託の受益証券の名義登録の取次手数料	取扱証券会社の手数料相当額の範囲内の額とする。
新株引受権付社債の新株引受権の行使の取扱手数料	取扱証券会社の手数料相当額の範囲内の額とする。
期限切れ配当金取立てに係る手数料	1銘柄1名義登録請求者につき 324円 ただし、日経300投信株価指数連動型上場投資信託については除く。
証券保管振替制度による株式等振替移管に係る手数料	<p>【社内振替】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1振替先につき1銘柄 1,080円 2銘柄以上1銘柄 540円を加算 (ただし、相続による社内振替は除く) <p>【他社振替】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1振替につき1銘柄ごとに 540円×単元を加算 ただし、1銘柄ごとに 最低1,080円 100単元以上 1銘柄 一律54,000円
発行会社に対する諸届に対する手数料	1件につき 108円
持込利札及び償還日過ぎの利金・償還金取立手数料	利札1枚につき 108円 償還債券1銘柄につき 540円
<ul style="list-style-type: none"> 上記についての手続きを行う場合において、当該株券の発行会社が新券交付手数料等の手数料を徴収するときは、当該手数料に相当する額を別途徴収する。 上記についての手続きを行う場合において、郵送料等を必要とするときは、その実費を徴収する。 	